

以下の登録基準をすべて満たす場合に、セーフティネット住宅に登録することができます。

## 【セーフティネット住宅の登録基準】

### 1 床面積が省令で定める規模以上

- 各戸の床面積が、25 ㎡以上

共用部分に台所、便所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室が備わる場合、18 ㎡以上

### 2 構造及び設備が省令で定める基準に適合

- 耐震性能を有すること(新耐震設計法で建設されたもの)

建築確認日が昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築物については、新耐震設計法が盛り込まれた建築基準法が適用されることから、所要の耐震性は確保されたものとします。

建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前の場合（建築確認日が確認できない場合にあっては登記事項証明書の新築年月日(表示登記日)が昭和 60 年 5 月 31 日以前の場合)はこの制度の住宅に登録できません。

ただし、「建築物の耐震診断改修の促進に関する法律」に基づいて建築物の評価、改修を行い、「新耐震設計法による耐震基準を満たした住宅」は登録することができます。

登録申請前に耐震改修工事を行うことができない特別の事情があり、登録後に耐震改修工事を行い、耐震性を確保する場合は、耐震改修工事の計画の概要を記載した書面が必要となります。

※1

- 明白な建築基準法違反及び消防法違反がないこと
- 台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること

共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)

- ・床面積 次の式の数値以上  $15A+10$ (ただし $A \geq 2$ )
- ・専用部分の床面積9㎡以上
- ・共同部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場
- ・便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が5人に1か所以上あること

### 3 受け入れ範囲が不当に制限しないもの

- 収入、年齢等について、入居を受け入れる者の範囲をきわめて限定的にしないこと

### 4 家賃その他賃貸の条件が省令に定める基準に適合

- 家賃が近傍同種の賃貸住宅の額と均衡を失しないこと

### 5 その他基本方針に照らして適切なもの

- 基本方針及び賃貸住宅供給促進計画との整合性

### 6 以下の区域にないこと

- (1)土砂災害特別警戒区域
- (2)地すべり防止区域（地すべり危険箇所）
- (3)急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地崩壊危険箇所）
- (4)災害危険区域
- (5)津波災害特別警戒区域

**※1 登録後に耐震改修工事を行う場合の手続きの流れ（補助金交付を受ける場合）**

- ① 建築士が行った耐震診断、改修計画の作成
- ② セーフティネット情報提供システムへ情報登録申請  
システムへ情報登録申請時に通常書類に「耐震診断報告書」を追加して提出。
- ③ 登録手続き完了後、改修補助金交付申請
- ④ 改修補助金交付決定の後、耐震改修工事を着手
- ⑤ 耐震改修工事完了後セーフティネット情報提供システムへ登録内容変更申請  
システムへ登録内容変更申請に下記の書類を添付してください
  - ・「建築士が行った耐震性能を証明する書類」
  - ・「印鑑登録証明書」
  - ・「建築士事務所登録証明書」
  - ・「建築士免許証」
  - ・「本人確認書類(運転免許証など顔写真付きの公的発行の証)」※「建築士免許証」が顔写真付きのものは、本人確認書類提出の必要はありません。

**参考書式**

- ・ [耐震診断報告書](#)
- ・ 国土交通省サイト([別添 耐震基準適合証明書](#))